犯罪被害者等に対する経済的支援

※ 一部の自治体が導入している制度等も含む

警察

法務

自治体

民間団体

社会保障等

行政等

凡例

犯罪被害者等に特化した項目

犯罪被害者等も利用し得る項目

赤字:基本的に金銭の形での支払

青字:推進会議決定に基づく取組

カウンセリング費用 (警察庁・公費負担制度) ※初診日より原則として上限 3 年間が対象

①給付水準の引上げ検討、仮給付の運用改善

一時避難場所宿泊費用、ハウスクリーニング費用等 (警察庁・公費負担制度)

犯罪被害者等給付金 (警察庁)

②犯罪被害者等支援弁護士制度の新設

DV等被害者法律相談援助(法テラス)

国選被害者参加弁護士費用(法テラス)

被害者参加旅費等(法テラス)

被害回復給付金 (検察庁)

民事法律扶助(法テラス)

見舞金 (自治体(警察庁))

転居費用助成、家賃補助、家事・育児・介護支援、配食サービス、カウンセリング、法律相談等(自治体)

医療的支援、カウンセリング、法的支援 (ワンストップ支援センター(内閣府))

カウンセリング、法律相談、裁判等への付添支援 (犯罪被害者等早期援助団体(警察庁))

緊急支援金(全国被害者支援ネットワーク)

奨学金 ((公財)犯罪被害者救援基金等

医療提供(厚生労働省・健康保険/障害者福祉制度) ※国民健康保険制度上、医療費の自己負担金の減免又は徴収猶予の対象となる余地あり ⑤周知

高額療養費制度

自立支援給付(自立支援医療)

埋葬料 (厚生労働省) ⑤周知

国税・地方税・保険料の減免等 (財務省・総務省・厚生労働省) 5周知

遺族年金・障害年金 (厚生労働省・国民年金/厚生年金保険制度) 5周知

児童扶養手当 (こども家庭庁・児童扶養手当制度) 5周知

児童手当 (内閣府・児童手当制度)

5周知

傷病手当金

5周知 (厚生労働省・健康保険制度)

失業給付 (厚生労働省・雇用保険制度)

就職支援 (厚生労働省)

生活保護 (厚生労働省・生活保護制度) 5特段配慮 自立支援給付(介護サービス、補装具等) (厚生労働省・障害者福祉制度) 5周知

修学支援 (文部科学省・高等教育の修学支援新制度等) 公営住宅への優先入居等(国土交通省) ⑤特段配慮

直後

初期

中期

被害の発生

刑事和解 損害賠償命令 民事訴訟手続 (法務省)

民事執行手続 (法務省)

作業報奨金 (法務省)

加害者

損害賠償

犯罪被害者等に対する経済的支援

※ 一部の自治体が導入している制度等も含む

【モデルケース1】殺人罪による死亡した事例

被害者:男性(当時40歳)

職業会社員・年収600万円 家族妻(当時36歳)、長男(当時6歳)、長女(当時3歳)結果:勤務中の事件ではない。被害者は、ほぼ即死。妻は、精神的ショックにより稼働できない状況

┌ 凡例 =

1 犯罪被害者等に特化した項目

犯罪被害者等も利用し得る項目

赤字:基本的に金銭の形での支払

行政等

警察

法務

自治体

民間団体

社会保障等

カウンセリング費用 (警察庁) ※初診日より原則として上限3年間が対象

−時避難場所宿泊費用、ハウスクリーニング費用 等(警察庁)

犯罪被害者等給付金約3,000万円(警察庁)

国選被害者参加弁護士費用(法テラス)

被害者参加旅費等 (法テラス)

民事法律扶助(法テラス)

見舞金 30万円 (自治体(警察庁))

転居費用助成、家賃補助、家事・育児・介護支援、配食サービス、カウンセリング、法律相談等(自治体)

カウンセリング、法律相談、裁判等への付添支援 (犯罪被害者等早期援助団体(警察庁))

緊急支援金 (全国被害者支援ネットワーク)

※医療費、交通費、転居費等、51件に対し総額約517万円(令和3年度実績)

奨学金 24万円/年 ((公財)犯罪被害者救援基金)

医療提供 医療費7割支給(自己負担3割)(厚生労働省)

高額療養費制度

自立支援給付(自立支援医療) 保険適応後の医療費の自己負担額の一部又は全額を支給(自己負担は最大1割)



埋葬料 5万円 (厚生労働省)

国税・地方税・保険料の減免等(財務省・総務省・厚生労働省)

遺族基礎年金・遺族厚生年金 約170万円/年(死亡時点)(厚生労働省)※死亡時までの平均月収が約40万円の場合

公営住宅への優先入居等(国土交通省)

自立支援給付(介護サービス等) (原則自己負担1割) (厚牛労働省)

中期

直後 初期

被害の発生

刑事和解 損害賠償命令 民事訴訟手続 (法務省) 民事執行手続 (法務省)

作業報奨金 (法務省)

加害者

損害賠償

犯罪被害者等に対する経済的支援

※ 一部の自治体が導入している制度等も含む

【モデルケース2】暴力犯罪により、傷害を負い、障害が残存した事例

被害者:男性(当時40歳)

職 業 会社員・年収600万円 家族 妻(当時36歳)、長男(当時6歳)、長女(当時3歳)

結 果:勤務中の事件ではない。被害者の傷害は、頭部損傷(6か月の入院、1年間の通院)。

障害は常時要介護状態(障害等級1級)。被害者は退院後、自宅で在宅介護。

妻は被害者の介護もあり、稼働できず。

= 凡例 =

犯罪被害者等に特化した項目

犯罪被害者等も利用し得る項目

赤字:基本的に金銭の形での支払

行政等

警察

法務

自治体

民間団体

社会保障等

カウンセリング費用 (警察庁) ※初診日より原則として上限3年間が対象

一時避難場所宿泊費用、ハウスクリーニング費用等 (警察庁)

犯罪被害者等給付金約3,000万円(警察庁)

国選被害者参加弁護士費用(法テラス)

被害者参加旅費等(法テラス)

民事法律扶助(法テラス)

見舞金 10万円 (自治体(警察庁))

転居費用助成、家賃補助、家事・育児・介護支援、配食サービス、カウンセリング、法律相談等 (自治体)

カウンセリング、法律相談、裁判等への付添支援(犯罪被害者等早期援助団体(警察庁))

緊急支援金 (全国被害者支援ネットワーク)

※医療費、交通費、転居費等、51件に対し総額約517万円(令和3年度実績)

奨学金 24万円/年((公財)犯罪被害者救援基金)

医療費7割支給(自己負担3割)(厚生労働省)

高額療養費制度

国税・地方税・保険料の減免等(財務省・総務省・厚生労働省)

傷病手当金 約500万円 (厚生労働省)

※犯罪の被害を受けた時までの平均月収が約40万円の場合

公営住宅への優先入居等(国土交通省)

障害基礎年金・障害厚牛年金

約250万円/年(令和4年度年金額)(厚生労働省)

※障害を負った時までの平均月収が約40万円の場合

自立支援給付(介護サービス等、補装具等) (原則自己負担1割)(厚生労働省)

直後

初期

中期

被害の発生

刑事和解 損害賠償命令 民事訴訟手続 (法務省)

民事執行手続 (法務省)

作業報奨金 (法務省)

加害者

損害賠償